平成２６年（フ）第１１３号
栃木県足利市利保町３丁目15番地21、前住所栃木県足利市助戸東山町931番地　グリーンハウス203
債務者　亀井　浩美
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第６６号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡４丁目６番地２レオパレスアイステイ104号
債務者　澤木　隆彦（旧名香織）
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４８０号
大阪府豊中市服部西町３丁目11番２―303号、前住所大阪府摂津市鳥飼和道１丁目14番２―３号
債務者　宇佐美順治
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０８号
大阪府八尾市八尾木５丁目27番地、前住所大阪府八尾市曙町１丁目23番地
債務者　成田　英子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６０５号
大阪市住吉区長居１丁目２番17―404号
債務者　金元　美香
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６１９号
大阪府高槻市野田４丁目15番11号グレースハイムＡ棟105号、住民票上の住所大阪府高槻市野田４丁目15番11号
債務者　筒井　勇気
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７号
釧路市春採４丁目15番121号
債務者　高橋　義幸
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前９時45分
釧路地方裁判所

破産手続終結

平成２６年（フ）第８５号
千葉県成田市並木町161番地94
破産者　郡司建設株式会社
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８６号
千葉県成田市美郷台２丁目25番地１　フロイデ成田409、開始決定時の住所千葉県成田市三里塚77番地
破産者　郡司　正幹
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２４９７号
札幌市豊平区平岸１条17丁目８番36号
破産者　株式会社シンコー
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６４号
釧路市新栄町２番18号
破産者　長井設計株式会社
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第９８号
千葉県勝浦市鵜原696番地１　清友ハイツ106号、開始決定時の住所千葉県夷隅郡御宿町高山田1120番地
破産者　浅野　　豊
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
千葉県長生郡長生村驚279番地
破産者　有限会社菊池鉄工所
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
千葉県茂原市中の島町754番地
破産者　菊池　輝夫
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第５１５号
愛知県江南市上奈良町緑109番地
破産者　株式会社加名市
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１６号
大阪市西区京町堀１丁目17番16号
破産者　株式会社新日東
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１８３号
名古屋市緑区桶狭間南1902番地
破産者　有限会社誠栄工業
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部